

内閣参質一〇一第三号

昭和五十九年二月七日

内閣総理大臣 中曾根康弘

参議院議長 木村睦男殿

参議院議員秦豊君提出国連の平和維持活動(PKO)と日本の対応に関する質問に対し、別紙答
弁書を送付する。

参議院議員秦豊君提出国連の平和維持活動(PKO)と日本の対応に関する質問に対

する答弁書

一、二及び六について

(1) 世界平和を希求する我が国としては、国連の第一義的目的である国際の平和と安全の維持の面で、可能な限りの貢献をしていくこととしている。

(2) 我が国は、国連の平和維持活動が、国際の平和と安全の維持に重要な役割を果たしている
と認識している。このような観点から、国連の平和維持活動に対し、従来から実施している
財政面における協力に加え、現行法令下で可能な要員の派遣、資機材の供与による協力につ
いて検討していきたいと考えている。

三から五までについて

(1) 国連の平和維持活動は、その目的・任務が、個々の事例により異なるので、それへの我が国の参加の可否を一律に論ずることはできず、具体的事案に応じ、慎重に検討していきたいと考える。

もつとも、国連の当該平和維持活動の目的・任務が武力行使を伴うものであれば、自衛隊がこれに参加することは憲法上許されないと考えている。また、当該活動の目的・任務が武力行使を伴わないものであれば、自衛隊がこれに参加することは憲法上許されないわけではないが、現行自衛隊法は、自衛隊にそのような任務を与えていないので、これに参加することとは許されないと考えている。

(2) なお、国連等において表明しているごとく、国連ナミビア独立支援グループが発足する際には、選挙監視要員の派遣、資機材の供与について積極的に検討することといたしたい。